

令和2年度県産品販売機会拡大支援事業実施要領

(目的)

第1条 県は、この要領の定めるところにより、県内事業者が県外で実施する県産品販売活動に係る経費に対し、予算の範囲内で令和2年度県産品販売機会拡大支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、県産品の売上回復と販路開拓を支援し、もって本県の地域経済活性化を図る。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 中小事業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる事業者のうち、次のいずれにも該当しない者

ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）又はその役員に属している会社

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業又はその役員に属している会社

(2) 県産品

県内で産出、生産、製造または加工された、菓子、生鮮産品、アパレル及び工芸品等

(対象者)

第3条 令和2年度県産品販売機会拡大支援事業（以下「支援事業」という。）の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 県内に本社を置き、県産品を販売する中小事業者及び個人事業主のうち、申請月の前月売上が前年同月比で5%以上減少している者（ただし、比較対象となる前年同月売上がない場合、前年同月以降申請の前々月までの間に営業した月の平均売上が比較対象とすること）

(2) 前号に規定される者により構成される団体・グループ

2 対象者は、次の各号に該当する者を除く。

(1) 県又は市町が構成員となっている団体・グループ（オブザーバーを除く）

(2) 県税に未納がある者

(3) 売り場面積が1,000㎡を超える小売店

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がある者

(対象事業)

第4条 この支援事業の対象事業は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(1) 対象者が県外において県産品販売活動を行うことを目的とする事

- 業であること
- (2) 対象者の従業員もしくは対象者が現地で雇用する販売員等が、店頭で接客販売等を行うこと
 - (3) 国、県及び市町等の他の補助及び助成事業の対象となっていない事業であること
 - (4) 令和2年8月8日から令和3年2月28日までの期間中に実施される事業であること

(補助対象経費及び補助率)

第5条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第2条の規定のとおりとする。

(採択基準)

第6条 支援事業の採択基準は次に定めるものを総合的に勘案し、予算の範囲内において採択するものとする。

- (1) 事業の内容
- (2) 事業の効果
- (3) 事業実施能力、経費等

(支援対象者の決定に関する手続き)

第7条 次の各号に掲げる手続きにより支援対象事業を決定するものとする。

- (1) 支援事業による支援を受けようとする者は、支援事業申込書(様式第1号)に関係書類を添えて県に提出する
- (2) 県は、前号による申込書の提出があったときは、その内容等を審査のうえ支援対象者を決定し、その結果を申込者に通知する
- (3) 前号の規定により支援対象者の決定を受けた者は、交付申請書(交付要綱第3条に規定する様式第1号)に関係書類を添えて県に提出する
- (4) 県は、前号に規定する交付申請書が提出された場合には、事業計画の内容等を審査のうえ、交付決定する

(補助金の交付)

第8条 県は、前条第4号の規定により交付決定を受けた事業に対して、補助金を交付する。

附 則

この要領は、令和2年7月13日から施行する。